

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2025年3月10日

【会社名】 ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

【英訳名】 Dynamic Map Platform Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 吉村 修一

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号 ネクストサイト渋谷ビル

【電話番号】 03-6459-3445

【事務連絡者氏名】 執行役員 山田 浩司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号 ネクストサイト渋谷ビル

【電話番号】 03-6459-3445

【事務連絡者氏名】 執行役員 山田 浩司

1 【新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)の訂正報告書の提出理由】

2025年2月19日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク (3) その他のリスク ⑧ 当社株式の流動性について(顕在化の可能性:中／影響度:中／発生時期:1年以内)」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容、2 取得者の概況」を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第2 事業の状況	1
3 事業等のリスク	1
(3) その他のリスク	1
⑧ 当社株式の流動性について(顕在化の可能性:中／影響度:中／発生時期:1年以内)	1
第4 提出会社の状況	2
1 株式等の状況	2
(2) 新株予約権等の状況	2
① ストックオプション制度の内容	2
第5 経理の状況	45
1 連結財務諸表等	45
(1) 連結財務諸表	45
注記事項 (ストック・オプション等関係)	45
第四部 株式公開情報	49
第2 第三者割当等の概況	49
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	49
2 取得者の概況	58

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【事業等のリスク】

(3) その他のリスク

(8) 当社株式の流動性について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：1年以内）

(訂正前)

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に可能な限り努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は25%以上であるところ、新規上場時における流通株式比率は25.0%にとどまる見込みであります。

今後は、大株主への一部売出しの要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加等を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に可能な限り努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は25%以上であるところ、新規上場時における流通株式比率は2025年3月10日時点における本募集及び引受人の買取引受による売出しを勘案した場合、30.8%となる見込みであります。なお、当該流通株式比率は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等により変動する可能性があります。

今後は、大株主への一部売出しの要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加等を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

第2-A回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（注）1 当社従業員 16
新株予約権の数（個）※	865[855]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 43,250[42,750]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,000（注）3
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年2月27日 至 2030年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法（その後の改正を含む）に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「 」内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員12名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名、当社元従業員2名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）は、2,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が2,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。
(b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更（債務から資本へ又は資本から債務への変更）、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通

株式の分配（株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当会社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当会社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当会社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、（③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断するものとする。
- ③本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当会社による雇用または当会社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで隨時行使することができる。
- ④本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件
下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得することができる。
- ⑨ 新株予約権の譲渡制限
上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第2-2回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11（注）1
新株予約権の数（個）※	630[557]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 31,500 [27,850]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,000（注）3
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年8月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法（その後の改正を含む）に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）は、3,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が3,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。

(b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更（債務から資本へ又は資本から債務への変更）、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通株式の分配（株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式

により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当会社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当会社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当会社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、（③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断するものとする。
- ③本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当会社による雇用または当会社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで隨時行使することができる。
- ④本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従つ

て決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得することができる。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 (注) 1	当社従業員 4
新株予約権の数(個)※	265[220]	105
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 13,250[11,000] (注) 2	普通株式 5,250 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間※	自 2023年8月18日 至 2031年6月23日	自 2023年9月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

決議年月日	2021年9月24日	2022年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社 役職員 123 (注) 6	当社従業員 11 (注) 7
新株予約権の数(個)※	12,534[11,684]	350[320]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 626,700[584,200] (注) 2	普通株式 17,500[16,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間※	自 2023年9月25日 至 2031年6月23日	自 2024年1月20日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員4名、当社元従業員1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
- なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社子会社役職員82名、元当社子会社職員11名となっております。

7. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年10月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 (注) 1 当社従業員 6	当社従業員 1
新株予約権の数(個)※	8,950	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 447,500 (注) 2	普通株式 5,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

決議年月日	2022年1月19日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)※	750
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 37,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3
新株予約権の行使期間※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員5名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名、当社元従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。

② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 3,000円（ただし、上記②において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 3,000円（ただし、上記②において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,000円（ただし、上記②において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が150,000円（ただし、上記②において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収

分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日	2022年10月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 2 (注) 1 当社従業員 9	当社従業員 7 (注) 2
新株予約権の数（個）※	460[370]	245[185]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 23,000[18,500] (注) 3	普通株式 12,250[9,250] (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,400 (注) 4	
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年5月21日 至 2032年3月10日	自 2024年10月28日 至 2032年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6	

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社監査役2名、当社従業員6名、当社元従業員1名となっております。

2. 付与対象者の退職等による権利喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調

整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（注）1 当社従業員 8
新株予約権の数（個）※	16,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 816,950（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,400（注）3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員7名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2023年3月期乃至2027年3月期において、当社の連結売上高が3,060百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当による場合等を除く。）。
 - (b) 170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となつたとき。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年1月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 <u>8</u> (注) 1
新株予約権の数（個）※	270 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 13,500 [-] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	<u>3,400</u> (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいざれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 <u>3,400</u> 資本組入額 <u>1,700</u>
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

(注) 1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社従業員8名の権利が喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2023年11月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 (注) 1 当社監査役 3 当社従業員 56
新株予約権の数（個）※	621,300 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 621,300 [-] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当会社が株式公開を行った際の公開価格 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日）から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当会社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

(注) 1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社取締役4名、当社監査役3名、当社従業員56名の権利が喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他

これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりあります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する

第14回新株予約権

決議年月日	2024年12月16日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 3 当社監査役 3 当社従業員 72
新株予約権の数（個）※	786,050
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 786,050 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当会社が株式公開を行った際の公開価格 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日）から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当会社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 提出日の前月末現在（2025年1月31日現在）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(訂正後)

第2-A回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 (注) 1 当社従業員 16
新株予約権の数（個）※	865[855]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 43,250[42,750] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,000 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年2月27日 至 2030年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法（その後の改正を含む）に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員12名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名、当社元従業員2名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）は、2,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が2,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。

(b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更（債務から資本へ又は資本から債務への変更）、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通株式の分配（株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\frac{\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりあります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当会社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当会社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当会社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、（③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断するものとする。
- ③本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当会社による雇用または当会社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで隨時行使することができる。
- ④本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりあります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記③に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得ができる。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第2-2回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11（注）1
新株予約権の数（個）※	630[557]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 31,500 [27,850]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,000（注）3
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年8月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法（その後の改正を含む）に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）は、3,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が3,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。

(b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更（債務から資本へ又は資本から債務への変更）、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通株式の分配（株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式

により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当会社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当会社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当会社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、（③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断するものとする。
- ③本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当会社による雇用または当会社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで隨時行使することができる。
- ④本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記③に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従つ

て決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得することができる。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 (注) 1	当社従業員 4
新株予約権の数(個)※	265[220]	105
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 13,250[11,000] (注) 2	普通株式 5,250 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間※	自 2023年8月18日 至 2031年6月23日	自 2023年9月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

決議年月日	2021年9月24日	2022年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社 役職員 120 (注) 6	当社従業員 11 (注) 7
新株予約権の数(個)※	12,534[11,684]	350[320]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 626,700[584,200] (注) 2	普通株式 17,500[16,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間※	自 2023年9月25日 至 2031年6月23日	自 2024年1月20日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員4名、当社元従業員1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
- なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりあります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- （5）新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。

- （7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- （8）その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

- （9）新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場

合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社子会社役職員82名、元当社子会社職員11名となっております。
7. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年10月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 (注) 1 当社従業員 6	当社従業員 1
新株予約権の数(個)※	8,950	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 447,500 (注) 2	普通株式 5,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

決議年月日	2022年1月19日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)※	750
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 37,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 (注) 3
新株予約権の行使期間※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員5名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名、当社元従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となつたとき。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収

分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定又は当社と新株予約権者の間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日	2022年10月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 2 (注) 1 当社従業員 12	当社従業員 7 (注) 2
新株予約権の数（個）※	460[370]	245[185]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 23,000[18,500] (注) 3	普通株式 12,250[9,250] (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,400 (注) 4	
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年5月21日 至 2032年3月10日	自 2024年10月28日 至 2032年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6	

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社監査役2名、当社従業員6名、当社元従業員1名となっております。
2. 付与対象者の退職等による権利喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調

整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（注）1 当社従業員 8
新株予約権の数（個）※	16,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 816,950（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,400（注）3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいざれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員7名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2023年3月期乃至2027年3月期において、当社の連結売上高が3,060百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となつたとき。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定又は当社と新株予約権者の間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年1月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9 (注) 1
新株予約権の数（個）※	270 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 13,500 [-] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当会社が株式公開を行った際の公開価格 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日)から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当会社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等 増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

(注) 1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社従業員9名の権利が喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2023年11月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 (注) 1 当社監査役 3 当社従業員 58
新株予約権の数（個）※	621,300 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 621,300 [-] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当会社が株式公開を行った際の公開価格 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日）から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当会社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

(注) 1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社取締役4名、当社監査役3名、当社従業員58名の権利が喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他

これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりあります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定又は当社と新株予約権者との間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する

第14回新株予約権

決議年月日	2024年12月16日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 3 当社監査役 3 当社従業員 72
新株予約権の数（個）※	786,050
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 786,050 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当会社が株式公開を行った際の公開価格 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日）から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当会社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 提出日の前月末現在（2025年1月31日現在）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定又は当社と新株予約権との間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

② 単価情報

(訂正前)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格（円）	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格（円）	3,400	3,400	3,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

(注)2023年2月5日付株式分割（1対50）による分割後の単価に換算して記載しております。

(訂正後)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格（円）	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格（円）	3,400	3,400	当会社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

(注)2023年2月5日付株式分割（1対50）による分割後の単価に換算して記載しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

② 単価情報

(訂正前)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格（円）	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格（円）	3,400	3,400	3,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社
決議年月日	2023年11月21日
権利行使価格（円）	当会社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注)2023年2月5日付株式分割（1対50）による分割後の単価に換算して記載しております。

(訂正後)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格（円）	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格（円）	3,400	3,400	当会社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社
決議年月日	2023年11月21日
権利行使価格（円）	当会社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注)2023年2月5日付株式分割（1対50）による分割後の単価に換算して記載しております。

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	株式①	株式②	
発行年月日	2022年4月26日	2022年8月24日	
種類	普通株式	普通株式	
発行数 (注) 9	58,800株	1,663,350株	1,815,000株
発行価格 (注) 9	3,400円 (注) 3	3,400円 (注) 3	27.55米ドル (注) 3
資本組入額 (注) 9	1,700円	1,700円	13.77米ドル
発行価額の総額	199,920,000円	5,655,390,000円	49,999,983米ドル
資本組入額の総額	99,960,000円	2,827,695,000円	24,999,991.5米ドル
発行方法	第三者割当	新株予約権行使	
保有期間等に関する確約	—	—	

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2022年6月17日	2022年6月17日	2022年10月28日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数 (注) 9	普通株式 28,250株	普通株式 855,950株	普通株式 15,750株
発行価格 (注) 9	3,400円	3,400円	3,400円
資本組入額 (注) 9	1,700円	1,700円	1,700円
発行価額の総額	96,050,000円	2,910,230,000円	53,550,000円
資本組入額の総額	48,025,000円	1,455,115,000円	26,775,000円
発行方法	2022年3月10日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。	2022年3月10日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。	2022年3月10日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2023年1月31日	2023年12月31日	2024年12月20日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数 (注) 9	普通株式 15,000株	普通株式 627,300株	普通株式 786,050株
発行価格 (注) 9	(注) 5	(注) 5	(注) 5
資本組入額 (注) 9	(注) 6	(注) 6	(注) 6
発行価額の総額	(注) 7	(注) 7	(注) 7
資本組入額の総額	(注) 8	(注) 8	(注) 8
発行方法	2023年1月17日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与（ストック・オプショ ン）に関する決議を行って おります。	2023年9月29日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与（ストック・オプショ ン）に関する決議を行って おります。	2024年12月11日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与（ストック・オプショ ン）に関する決議を行って おります。
保有期間等に関する確約	(注)10	(注)10	(注)10

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年3月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 新株予約権④～⑥を除き、株式の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①（注1）	新株予約権②（注2）
行使時の払込金額	3,400円	3,400円
行使期間	2024年5月21日から 2032年3月10日まで	当社が株式公開を行った日または割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注1) 退職等により従業員4名8,250株分の権利が喪失しております。

(注2) 退職等により従業員1名39,000株分の権利が喪失しております。

	新株予約権③（注3）	新株予約権④（注4）
行使時の払込金額	3,400円	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使期間	2024年10月28日から 2032年3月10日まで	当社が株式公開を行った日、または、新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2025年1月20日から2033年1月17日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 4 提出会社の状況 1株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注3) 退職等により従業員1名3,500株分の権利が喪失しております。

(注4) 新株予約権④について、新株予約権⑥の割当てに伴い、付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しているため、提出日現在では失効しております。

	新株予約権⑤（注5）	新株予約権⑥
行使時の払込金額	3,400円	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使期間	当社が株式公開を行った日、または、 新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2025年11月22日から2033年9月29日まで	当社が株式公開を行った日、または、 新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2026年12月17日から2034年12月11日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（注5）新株予約権⑤について、新株予約権⑥の割当てに伴い、付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しているため、提出日現在では失効しております。

5. 当社が株式公開を行った際の公開価格であります。
6. 発行価格の2分の1であります。
7. 本新株予約権の行使により発行された株式の数に発行価格を乗じた金額となります。
8. 本新株予約権の行使により発行された株式の数に発行価格を乗じた金額の2分の1となります。
9. 2023年2月5日付けで実施した株式分割（1対50）を反映しております。
10. 当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権について、その割当日から上場日の前日までの間は第三者に譲渡せず所有する等の確約を行っております。

(訂正後)

項目	株式①	株式②	
発行年月日	2022年4月26日	2022年8月24日	
種類	普通株式	普通株式	
発行数 (注) 9	58,800株	1,663,350株	1,815,000株
発行価格 (注) 9	3,400円 (注) 3	3,400円 (注) 3	27.55米ドル (注) 3
資本組入額 (注) 9	1,700円	1,700円	13.77米ドル
発行価額の総額	199,920,000円	5,655,390,000円	49,999,983米ドル
資本組入額の総額	99,960,000円	2,827,695,000円	24,999,991.5米ドル
発行方法	第三者割当	新株予約権行使	
保有期間等に関する確約	—	—	

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2022年6月17日	2022年6月17日	2022年10月28日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数 (注) 9	普通株式 28,250株	普通株式 855,950株	普通株式 15,750株
発行価格 (注) 9	3,400円	3,400円	3,400円
資本組入額 (注) 9	1,700円	1,700円	1,700円
発行価額の総額	96,050,000円	2,910,230,000円	53,550,000円
資本組入額の総額	48,025,000円	1,455,115,000円	26,775,000円
発行方法	2022年3月10日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。	2022年3月10日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。	2022年3月10日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2023年1月31日	2023年12月31日	2024年12月20日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数 (注) 9	普通株式 15,000株	普通株式 627,300株	普通株式 786,050株
発行価格 (注) 9	(注) 5	(注) 5	(注) 5
資本組入額 (注) 9	(注) 6	(注) 6	(注) 6
発行価額の総額	(注) 7	(注) 7	(注) 7
資本組入額の総額	(注) 8	(注) 8	(注) 8
発行方法	2023年1月17日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。	2023年9月29日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。	2024年12月11日開催の株主 総会において、会社法第236 条、第238条及び第239条の 規定に基づく新株予約権の 付与 (ストック・オプショ ン) に関する決議を行って おります。
保有期間等に関する確約	(注) 10	(注) 10	(注) 10

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年3月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 新株予約権④～⑥を除き、株式の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①（注1）	新株予約権②（注2）
行使時の払込金額	3,400円	3,400円
行使期間	2024年5月21日から 2032年3月10日まで	当社が株式公開を行った日または割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注1) 退職等により従業員5名9,750株分の権利が喪失しております。

(注2) 退職等により従業員1名39,000株分の権利が喪失しております。

	新株予約権③（注3）	新株予約権④（注4）
行使時の払込金額	3,400円	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使期間	2024年10月28日から 2032年3月10日まで	当社が株式公開を行った日、または、新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2025年1月20日から2033年1月17日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注3) 退職等により従業員2名6,500株分の権利が喪失しております。

(注4) 新株予約権④について、新株予約権⑥の割当てに伴い、付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しているため、提出日現在では失効しております。

	新株予約権⑤（注5）	新株予約権⑥
行使時の払込金額	当社が株式公開を行った際の公開価格	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使期間	当社が株式公開を行った日、または、 新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2025年11月22日から2033年9月29日まで	当社が株式公開を行った日、または、 新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2026年12月17日から2034年12月11日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注5) 新株予約権⑤について、新株予約権⑥の割当てに伴い、付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しているため、提出日現在では失効しております。

5. 当社が株式公開を行った際の公開価格であります。
6. 発行価格の2分の1であります。
7. 本新株予約権の行使により発行された株式の数に発行価格を乗じた金額となります。
8. 本新株予約権の行使により発行された株式の数に発行価格を乗じた金額の2分の1となります。
9. 2023年2月5日付けで実施した株式分割（1対50）を反映しております。
10. 当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権について、その割当日から上場日の前までの間は第三者に譲渡せず所有する等の確約を行っております。

2 【取得者の概況】

(訂正前)

割当株数並びに単価については、2023年2月5日付けで実施した株式分割（1対50）を反映しております。

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ヒューリックスタートアップ1号投資事業有限責任組合 代表取締役 上杉 孝 資本金 2,000百万円 無限責任組合員 ヒューリックスタートアップ株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	投資事業有限責任組合	58,800	199,920,000 (3,400)	—

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円または米ドル)	取得者と 提出会社との関係
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 代表取締役社長 武貞 達彦 資本金 83,372百万円	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	投資業	1,663,350	5,655,390,000円 (3,400円)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
			1,815,000	49,999,983 米ドル (27.55米ドル)	

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
加藤 徹行	—	会社役員	3,500	11,900,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社監査役)
中山 達也	—	会社役員	1,750	5,950,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 権利付与後に権利喪失したものについては記載を省略しております。表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は8名、当該取得者の割当株数は14,750株であります（退職等の理由により権利を喪失した者を除く）。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉村 修一	—	会社役員	343,450	1,167,730,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
稻畑 廣行 (注 1)	—	会社役員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
細谷 昌良 (注 2)	—	会社役員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
麻生 紀子	—	会社役員	32,500	110,500,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
雨谷 広道	—	会社員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
山田 浩司	—	会社員	45,000	153,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
(注 3)					

(注 1) 稲畑廣行は、付与時点では当社取締役でしたが、2023年6月28日付で当社取締役を退任しており、提出日現在においては、特別利害関係者等には該当いたしません。

(注 2) 細谷昌良は、付与時点では当社取締役でしたが、2024年6月26日付で当社取締役を退任しており、提出日現在においては、特別利害関係者等には該当いたしません。

(注 3) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は4名、当該取得者の割当株数は96,000株であります（退職等の理由により権利を喪失した者を除く）。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
(注)					

(注) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は6名、当該取得者の割当株数は12,250株であります
(退職等の理由により権利を喪失した者を除く)。

新株予約権④

本新株予約権は、本書提出日現在において消却により失効しているため、記載を省略しております。

新株予約権⑤

本新株予約権は、本書提出日現在において消却により失効しているため、記載を省略しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉村 修一	—	会社役員	102,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
麻生 紀子	—	会社役員	40,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社取締役)
鈴木 秀和	—	会社役員	23,100	(注2)	特別利害関係者等 (当社取締役)
加藤 徹行	—	会社役員	17,600	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
中山 達也	—	会社役員	11,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
大橋 俊之	—	会社役員	11,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
雨谷 広道	—	会社員	43,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
山田 浩司	—	会社員	42,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
(注1)					

(注1) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は70名、当該取得者の割当株数は496,350株であります。

(注2) 当会社が株式公開を行った際の公開価格としております。

(訂正後)

割当株数並びに単価については、2023年2月5日付けで実施した株式分割（1対50）を反映しております。

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ヒューリックスタートアップ1号投資事業有限責任組合 代表取締役 上杉 孝 資本金 2,000百万円 無限責任組合員 ヒューリックスタートアップ株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	投資事業有限責任組合	58,800	199,920,000 (3,400)	—

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円または米ドル)	取得者と 提出会社との関係
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 代表取締役社長 武貞 達彦 資本金 83,372百万円	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	投資業	1,663,350	5,655,390,000円 (3,400円)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
			1,815,000	49,999,983 米ドル (27.55米ドル)	

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
加藤 徹行	—	会社役員	3,500	11,900,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社監査役)
中山 達也	—	会社役員	1,750	5,950,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 権利付与後に権利喪失したものについては記載を省略しております。表に含まれていない、当社の使用者である取得者の人数は7名、当該取得者の割当株数は13,250株であります（退職等の理由により権利を喪失した者を除く）。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉村 修一	—	会社役員	343,450	1,167,730,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
稻畑 廣行 (注1)	—	会社役員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
細谷 昌良 (注2)	—	会社役員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
麻生 紀子	—	会社役員	32,500	110,500,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
雨谷 広道	—	会社員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
山田 浩司	—	会社員	45,000	153,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
(注3)					

(注1) 稲畑廣行は、付与時点では当社取締役でしたが、2023年6月28日付で当社取締役を退任しており、提出日現在においては、特別利害関係者等には該当いたしません。

(注2) 細谷昌良は、付与時点では当社取締役でしたが、2024年6月26日付で当社取締役を退任しており、提出日現在においては、特別利害関係者等には該当いたしません。

(注3) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は4名、当該取得者の割当株数は96,000株であります（退職等の理由により権利を喪失した者を除く）。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
(注)					

(注) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は5名、当該取得者の割当株数は9,250株であります（退職等の理由により権利を喪失した者を除く）。

新株予約権④

本新株予約権は、本書提出日現在において消却により失効しているため、記載を省略しております。

新株予約権⑤

本新株予約権は、本書提出日現在において消却により失効しているため、記載を省略しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉村 修一	—	会社役員	102,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
麻生 紀子	—	会社役員	40,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社取締役)
鈴木 秀和	—	会社役員	23,100	(注2)	特別利害関係者等 (当社取締役)
加藤 徹行	—	会社役員	17,600	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
中山 達也	—	会社役員	11,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
大橋 俊之	—	会社役員	11,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
雨谷 広道	—	会社員	43,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
山田 浩司	—	会社員	42,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
(注1)					

(注1) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は70名、当該取得者の割当株数は496,350株であります。

(注2) 当会社が株式公開を行った際の公開価格としております。